

※ 定款変更に伴う附則の記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

注意!

第 1 章 総 則

～ 略 ～

第 1 0 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
- この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - 入会金 〇〇〇円
 - 年会費 〇〇〇円

【設立当初の附則は変更不可】

法人成立後に、総会(又は理事会)の議決により、

- ・役員の変更
- ・会費等の変更

があった場合でも、設立当初の附則は原則として書き替えてはいけません。

※ 定款本文の変更があった場合にのみ、下の
ような附則がその都度追加されます。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

【定款変更の認証申請時】

所轄庁に申請する段階では、日付はこのように
空欄にしておきます。

なお、この一文のみの場合、通し番号は不要
です。

附 則

この定款は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【定款変更認証通知書の到達時】

認証日以降の日付を記入します。

附 則

この定款は、令和△△年△△月△△日から施行する。

【定款変更の届出時】

総会の議決をもって効力が生じますので、
定款変更の施行日(変更となった日)を附則
に明記します。

事務所の移転については、登記に記載され
た日と同一であることを確認してください。